

社会福祉法人福寿会が経営するユニット型 地域密着型指定介護老人福祉施設運営規程

第一章 事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第一条 社会福祉法人福寿会が経営するユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設(以下「施設」という。)及び施設に併設される老人短期入所事業(以下「短期入所生活介護事業所」及び「介護予防短期入所生活介護事業所」という。)の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、入所者及び利用者(以下「入所者」という。)の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第二条 施設は、居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(以下「ユニット」という。)ごとに地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者が相互に社会的関係を築きながらその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

- 2 短期入所生活介護事業所は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを旨とする。
- 3 介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を旨とする。
- 4 施設及び短期入所生活介護事業所並びに介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)は、自主的な生活を営むことができるように地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する白山市や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

第二章 施設の名称等

(施設の名称)

第三条 この事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

事業所名	松美苑サテライト	鶴来ふくまるハウス
所在地	白山市剣崎町 1484-2	白山市鶴来本町四丁目 33 番地 3

第三章 職員の職種、員数及び職務内容

(職 員)

第四条 施設及び事業所は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に指定された所定の職員を満たしたうえで、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

事業所名	松美苑サテライト	鶴来ふくまるハウス
1. 管理者	1 名	1 名
2. 医師（嘱託医）	1 名	1 名
3. 生活相談員	1 名	1 名
4. 介護支援専門員	※	1 名以上
5. 介護職員	10 名以上	10 名以上
6. 看護職員	1 名以上	2 名以上
7. 管理栄養士	※	1 名
8. 機能訓練指導員	※	1 名以上
9. 事務員	※	1 名以上

○ 上記の職員数は国の配置基準を満たした法人独自の基準である。

※ 松美苑サテライトの、介護支援専門員、管理栄養士、機能訓練指導員、事務員は本体施設である特別養護老人ホーム松美苑との連携により適切なサービスの提供を行います

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第五条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

(1) 管理者は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。管理者に事故があるときは、あらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行する。

また、短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所の業務を統括する。

(2) 医師は、入所者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

(3) 生活相談員は、入所者の生活相談、面接、身上調査並びに処遇の企画及び実施に関することに従事する。また、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。

(4) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら地域密着型施設サービス計画書の作成、実施状況の把握、必要あれば計画を変更して入所者の満足度を確保する。

- (5) 介護職員は、入所者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (6) 看護職員は、入所者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
- (7) 管理栄養士は、献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (8) 機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (9) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
- (10) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。
- 2 職員は、別に定める「介護マニュアル」「食事援助マニュアル」「感染症対策マニュアル」「転倒防止対策マニュアル」を遵守することとする。
- 3 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護に従事させるものとする。
また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。
- 4 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけるなど又は著しい不信行為、身体的暴力や精神的暴力等のハラスメント行為並びにセクシャルハラスメント行為を行うことがないよう留意し、従業員の質向上を図ることとする。

第四章 利用定員

(定 員)

第六条 施設の入所定員は、29名とする。

- 2 短期入所生活介護事業所の利用定員は、空床利用とする。
- 3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはない。

(ユニット数、ユニットごとの名称及び入所定員)

第七条 施設のユニット数は3ユニットとする。

- 2 施設の各ユニットの名称及びその定員は、次のとおりとする。

松美苑サテライト(短期入所生活介護事業所の利用者を含む)

- (1) さくらフロア1ユニット 個室 定員 9名
- (2) かりんフロア1ユニット 個室 定員 10名
- (3) ふじフロア1ユニット 個室 定員 10名

鶴来ふくまるハウス(短期入所生活介護事業所の利用者を含む)

- (1) ししくフロア1ユニット 個室 定員 10名
- (2) ほうらいフロア1ユニット 個室 定員 10名
- (3) ひめフロア1ユニット 個室 定員 9名

第五章 入所者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(地域密着型施設サービス計画等の作成と開示)

- 第八条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した地域密着型施設サービス計画書の原案を作成し、入所者に対して面接のうえ説明し文書により合意を得るものとする。
- 2 事業所の介護支援専門員は、おおむね4日以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、職員と協議のうえ、サービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画(以下「短期入所生活介護計画等」という。)を作成し、利用者又はその家族に対して説明のうえ、同意を得るものとする。
 - 3 短期入所生活介護計画等の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
 - 4 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとする。
 - 5 上記の記録は、契約終了後2年間保存しなければならない。
 - 6 介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等(LIFE)を活用し、PDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならない。

(入退所)

- 第九条 身体上又は精神上著しい障害があるために常時、介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、地域密着型施設サービスを提供する。
- 2 居室が空いていない場合、入所の必要がない場合等、正当な理由なく地域密着型施設サービスの提供を拒否しない。
 - 3 入所申込者が入院治療を必要とする場合、自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
 - 4 介護の必要度や家族等の状況から地域密着型施設サービスを受ける必要が高いと認められる者が優先的に入所できるよう、施設入所に関する基準を明示する。
 - 5 入所申込の入所に際しては、居宅介護支援事業者の照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービスなどの利用状況等の把握に努める。
 - 6 入所者について、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員等で協議する。
 - 7 入所者について、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められた場合に入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のための必要な援助を行う。
 - 8 入所者の退所に際しては居宅サービス計画の作成等の援助のために、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービスの提供)

第十条 施設及び事業所は、サービスの提供にあたっては、入所者又はその家族に対して地域密着型施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画等に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。また、地域密着型施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画等を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービスの提供の記録と連携)

第十一条 施設及び事業所は、地域密着型施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画等に則って行ったサービス提供の状況やその折の入所者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

2 施設及び事業所は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(入 浴)

第十二条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。但し、入所者に傷病があったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴を適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排 泄)

第十三条 入所者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、または排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない入所者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第十四条 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を支援するものとする。

(食事の提供)

第十五条 食事は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 7時30分～午前8時30分
- (2) 昼食 午前12時00分～午後1時00分
- (3) 夕食 午後 6時00分～午後7時00分
- (4) おやつ 午後 3時00分～午後3時30分

3 施設及び事業所は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について支援する。

4 施設及び事業所は、入所者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入所者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

5 「特別の食事」として、通常の食事にかかる費用を超えるような材料を使用し特別な調理を行う選択食を希望者に提供する。

(相談、援助)

第十六条 入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第十七条 入所者の心身の状況等に応じて、入所者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(社会生活上の適宜の供与等)

第十八条 施設及び事業所は、入所者の嗜好に応じた趣味、教養または、娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入所者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設及び事業所は、入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者またはその家族が行うことが困難な場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 施設及び事業所は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流の機会を確保するよう努めなければならない。

4 施設は、入所者の外出の機会を確保するように努める。

(介護)

第十九条 上記の他に離床、洗面、移乗、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の入所者の状態に合わせ、地域密着型施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画等にそって提供するものとする。

(健康管理)

第二十条 医師又は看護職員は、常に入所者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための必要な措置を取る。

2 医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記入する。
ただし、健康手帳を有していない者についてはその限りでない。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第二十一条 入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に入所できるようにする。

(入院期間中の空きベッドの活用)

第二十二条 施設は、入所者の承諾を得て入院期間中の空きベッドを短期利用に使用できるものとする。

(利用料等の受領)

第二十三条 法定代理受領サービスに該当する地域密着型施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、介護保険法(以下、「法」という。)第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と地域密着型施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項の支払いを受けるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

(1) 居住費(滞在費)に要する費用 日額 2,006円

ただし、介護保険負担限度額認定証を提示したものについては、その認定証に記載された額を負担するものとする。

第1段階認定者 日額 820円

第2段階認定者 日額 820円

第3段階①②認定者 日額 1,310円

(2) 食事の提供に要する費用

施設 日額 1,445円

短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所

朝食 295円

昼食 650円

夕食 500円

ただし、介護保険負担限度額認定証を提示したものについては、その認定証に記載された額を負担するものとする。

施設 第1段階認定者 日額 300円以内

第2段階認定者 日額 390円以内

第3段階①認定者 日額 650円以内

第3段階②認定者 日額 1,360円以内

短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所

第1段階認定者 日額 300円以内

第2段階認定者 日額 600円以内

第3段階①認定者 日額 1,000円以内

第3段階②認定者 日額 1,300円以内

(3) 入所者が選定する特別な食事(厚生労働大臣が定める特別食を除く。)

一食当たり 実費

(4) 理美容費 (美容師、理容師が行った場合)

・調髪シェービング 実費 ・調髪のみ 実費

(5) 日用品費 実費

(6) 居室で個人的な電気製品を使用される場合

・テレビ電気代 1日 50円 ・冷蔵庫電気代 1日 50円

(7) 預かり金管理費 1ヶ月 1,000円

※特別な事情により施設で金銭管理を行う必要があると判断された方に限ります

(8) その他 事業所によって特別に徴収するもの

4 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し説明を行い同意を得る。

(ハラスメント等行為への対応)

第二十四条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策のため、次の措置を行う。

- (1) 利用者又はその家族等から職員に対するハラスメント等に対する指針の周知
- (2) 職員からの相談に応じ、適切に対処するための体制
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十五条 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

第六章 施設利用にあたっての留意事項及び職員の義務

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第二十六条 入所者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第二十七条 入所者が、外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(面 会)

第二十八条 入所者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備え付けの台帳にその氏名を記録するものとする。管理者は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(健康保持)

第二十九条 入所者は、健康に留意するとともに施設で行う健康診査は特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第三十条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

(感染対策)

第三十一条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を月に1回開催する。
- (3) 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症又は食中毒が発生した場合に実践する介護ケアの実演等、感染所の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に年2回行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十二条 施設及び事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに白山市、入所者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(入所者の処遇)

第三十三条 施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修をテレビ電話装置等を活用し年2回開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

(禁止行為)

第三十四条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第七章 非常災害対策

(非常時対策)

第三十五条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を行う。

- (1) 感染症 予防及びまん延防止のための職員に対する研修及び訓練の実施
- (2) 非常災害 緊急事態に備え関係機関や地域住民との連絡を密にし消防計画等に基づく訓練の実施
- (3) その他 非常時対策のために必要な措置
法人における諸計画による訓練等の実施、指針整備等。

第八章 その他施設の運営に関する重要事項

(入所者に関する白山市への通知)

第三十六条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を白山市に通知する。

- (1) 正当な理由なしに地域密着型施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、身体的暴力や精神的暴力等のハラスメント行為並びにセクシャルハラスメント行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせたとき。

(介護支援専門員の責務)

第三十七条 介護支援専門員は、指定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入所申込者の入所に際し、そのものに係る居宅支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、日常動作能力、生活歴、病歴、食事摂取、指定居宅サービス等の利用状況を把握すること。
- (2) その心身の状況、その置かれている環境に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかと認められる入所者に対し、その者の円滑な退去のために必要な援助を行う。
- (3) 入所者の退去に際し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居について必要な援助を行う。
- (4) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (5) 苦情の内容等を記録すること。
- (6) 事故の状況及び事故に際し執った処置を記録すること。

(勤務体制の確保と質の確保)

第三十八条 入所者に対し、適切な地域密着型施設サービスを提供できるよう職員の勤務体制を別に定める。

- 2 前項の職員の勤務体制を定めるにあたっては、入所者が安心して日常生活が送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 施設の職員によって地域密着型施設サービスを提供する。
- 4 職員に対し、資質の向上のため、e ラーニングの活用等、年間研修計画を立て機会を確保する。
 - (1) 年1回の採用時研修
 - (2) 介護に直接携わる職員へ認知症介護基礎研修の受講
 - (3) 年1回の中堅研修など

(衛生管理等)

第三十九条 入所者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(緊急時における対応方法)

第四十条 施設は、現に地域密着型施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(協力病院)

第四十一条 通院・入院を必要とする入所者のための協力病院は次のとおりとする。

事業所名	松美苑サテライト	鶴来ふくまるハウス
名称	公立松任石川中央病院	公立つるぎ病院
所在地	白山市倉光3丁目8	白山市鶴来水戸町ノ1

2 入所者のための協力歯科医院は次のとおりとする。

事業所名	松美苑サテライト	鶴来ふくまるハウス
名称	しいあい歯科	木戸歯科医院
所在地	白山市笠間町958-1	白山市鶴来本町3丁目ヲ70

(事業内容の閲覧)

第四十二条 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、協力歯科医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したファイルを施設の見やすい場所に設置する。

(秘密保持)

第四十三条 職員は、正当な理由もなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 職員であった者が、正当な理由もなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

(広 告)

第四十四条 虚偽又は誇大な広告をしない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第四十五条 居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益供与をしない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその職員から、施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第四十六条 地域密着型施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するため苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置する。また苦情の内容等を記録する。

(1) 窓 口 施設の生活相談員による受付

(2) 担当部署 管理部門

- 2 地域密着型施設サービスに関し、法第 23 条の規定による白山市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は白山市職員からの質問若しくは紹介に応じ、入所者からの苦情に関して白山市が行う調査に協力するとともに白山市からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 地域密着型施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に向けた体制等)

第四十七条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 2 当事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- 3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システム等を用いて実施する。
- 4 職員は、年 2 回以上、テレビ会議システム等を用いて虐待発生の防止に向けた研修を受講します。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに白山市役所等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、白山市役所等関係者に報告を行い、再発防止に努めていきます。

(地域との連携)

第四十八条 運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を行う。

(運営推進会議)

第四十九条 当事業所が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 2 か月に 1 回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、町内会役員、民生委員、白山市の担当職員もしくは事業所が存在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているのかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(会計の区分)

第五十条 地域密着型施設サービスの事業の会計をその他事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第五十一条 職員、施設、設備、会計及びサービスに係る記録並びに市への通知に関する諸記録を整備する。

(介護サービス情報の公表)

第五十二条 社会福祉法第24条及び介護保険法に則り、提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第五十三条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人福寿会が定めるものとする。

附則 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年8月1日から適用する。(令和4年9月20日承認)

